

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【会社名】	日本カーリット株式会社
【英訳名】	JAPAN CARLIT CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富沢 満
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目17番10号
【電話番号】	03(6685)2020(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 柴田 良明
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目17番10号
【電話番号】	03(6685)2020(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 柴田 良明
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は、平成26年1月30日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、カーリットホールディングス株式会社（以下「カーリットホールディングス」といいます。）を承継会社とし、当社を分割会社とする吸収分割（以下「本件分割」といいます）を行うことを決議し、平成26年1月30日付で吸収分割契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	カーリットホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都中央区京橋一丁目17番10号
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 出口 和男
資本金の額	1,204百万円（平成25年10月1日現在）
純資産の額	15,269百万円（平成25年10月1日現在）
総資産の額	15,269百万円（平成25年10月1日現在）
事業の内容	化学品、ボトリング、産業用部材事業等を行う子会社等の経営管理およびそれに附帯または関連する業務

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

カーリットホールディングスは、平成25年10月1日に設立されたため、最終事業年度が存在しません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成25年10月1日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
みずほ信託銀行退職給付信託丸紅口再信託受託者資産管理サービス信託	9.7%
日油株式会社	4.4%
みずほ信託銀行退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託	4.4%
明治安田生命保険相互会社	3.4%
長瀬産業株式会社	3.4%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 カーリットホールディングスは、本日現在、当社の発行済株式の全てを保有しております。

人的関係 当社の役員がカーリットホールディングスの役員を兼任しております。

取引関係 当社とカーリットホールディングスはグループ経営管理契約、研究開発業務委託基本契約等を締結しております。

(2) 当該吸収分割の目的

戦略的事業再編やガバナンス体制の強化を積極的に実施し、持続的な発展の礎を築いていくことを目的として、当社の有する関係会社および不動産等管理に係る事業の一部をカーリットホールディングスへ承継させます。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容、その他の吸収分割契約の内容

当該吸収分割の方法

当社を分割会社、カーリットホールディングスを承継会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

当社の親会社であるカーリットホールディングスは、当社の全株式を保有しておりますので、本件分割による、株式その他の金銭の割当てはありません。

その他の吸収分割契約の内容
後記のとおりです。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	カーリットホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都中央区京橋一丁目17番10号
代表者の氏名	代表取締役会長兼社長 出口 和男
資本金の額	1,204百万円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	化学品、ボトリング、産業用部材事業等を行う子会社等の経営管理およびそれに附帯または関連する業務

吸収分割契約書

日本カーリット株式会社（住所：東京都中央区京橋一丁目17番10号。以下、「甲」という）及びカーリットホールディングス株式会社（住所：東京都中央区京橋一丁目17番10号。以下、「乙」という）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という）について、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（第5条において定義する）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により甲の関係会社および不動産等管理に係る事業（以下、「本件事業」という）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（承継する権利義務）

甲は、平成25年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件効力発生日の前日までの増減を加除した、本件事業に関する別紙「承継する権利義務明細表」記載の資産、債務、その他の権利義務を、本件効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。

2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第3条（本件分割対価の交付）

乙は、本件分割に際して、甲に対して、本件分割により承継する権利義務の対価を支払わない。

第4条（乙の資本金及び準備金等の額）

乙は、本件分割により資本金及び準備金は増加させないものとする。

第5条（分割の効力の生ずる日）

本件分割の効力の生ずる日（以下、「効力発生日」という）は、平成26年4月1日とする。但し、本件分割手続の進行に応じ、必要がある場合は、甲乙協議の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（分割承認決議等）

甲は、会社法第784条第1項本文の定めにより、本契約について株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

2. 乙は、会社法第796条第3項本文の定めにより、本契約について株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

第7条（競業禁止義務）

甲は、乙が承継する本件事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

第8条（善管注意義務）

甲は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本件業務にかかる業務執行及び財産の管理、運営を行い、本件分割に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第9条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本件事業または本件事業に関する資産、債務その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本契約に定める分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、関連法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本件分割の実行に重大な支障をきたす条件もしくは制約等が付された場合、その効力を失うものとする。

第11条（その他）

本契約に定める内容に疑義が生じた場合、又は、本契約に定める事項のほか本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月30日

(甲)

東京都中央区京橋一丁目17番10号
日本カーリット株式会社
代表取締役社長 富沢 満

(乙)

東京都中央区京橋一丁目17番10号
カーリットホールディングス株式会社
代表取締役社長 出口 和男

(別紙) 承継する権利義務明細表

乙は、本件分割により、効力発生日をもって、甲に属する次に記載する資産、債務その他の権利義務を承継するものとする。

1. 資産

本件分割によって甲から乙へ承継する資産は、甲の平成25年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した次に記載するものとする。

(1) 流動資産

甲が本件事業に関連して有する短期貸付金およびその他流動資産

(2) 固定資産

有形固定資産

甲が本件事業に関連して有する以下の固定資産

- ・ 神奈川県保土ヶ谷工場跡地の土地、建物の一部

無形固定資産

本件事業に関連して有する特許、実用新案並びにこれらに関する契約上の地位およびこれに基く権利義務。但し、平成26年3月31日までに、共同所有権者から承継に対する同意を得られなかったものを除く。

投資その他の資産

甲が本件事業に関連して有する長期貸付金、投資有価証券、関係会社株式、ゴルフ会員権。

関係会社株式は以下の会社が発行する株式の全てとする。

- ・ ジェーシーボトリング株式会社
- ・ 株式会社シリコンテクノロジー
- ・ 日本研削砥粒株式会社
- ・ カーリット産業株式会社
- ・ 第一薬品興業株式会社
- ・ 富士商事株式会社
- ・ 並田機工株式会社

2. 債務

本件分割によって甲から乙へ承継する債務は、甲の平成25年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した次に記載するものとする。

(1) 流動負債

甲が本件事業に関連して有する短期借入金、関係会社からの預り金およびその他流動負債

(2) 固定負債

甲が本件事業に関連して有する長期借入金および長期預り金

なお、長期預り金は神奈川県保土ヶ谷工場跡地の土地、建物に係る賃貸借に伴う敷金、建設保証金とする。

3. 契約

上記1、2に記載されている資産、債務に関連し、甲が本件事業に関して締結している全ての契約上の地位及び当該契約に基づき生じる権利義務。神奈川県保土ヶ谷工場跡地の土地、建物に係る賃貸借契約を含むものとする。但し、甲乙協議の上、効力発生日前日までに対象外とする旨合意した契約は承継しないものとする。乙は本件分割に際し、甲と本件事業に従事する甲の従業員との雇用契約を承継しない。

4. 許認可

甲が本件事業に関し有する全ての許可、認可、承認、登録及び届出。但し、法令上承継が可能なものに限る。

以上